日本語能力試験　実施機関　御中

 　　　　　国際交流基金日本語試験センター

2025年12月日本語能力試験　受験上の配慮について

　 平素より大変お世話になっております。2025年12月試験における身体等に障害等がある方のための受験上の配慮(以下「配慮」。なお、英語名はSpecial Testing Accommodations: STA)について、下記のとおりご連絡いたします。

記

1. 2025年12月日本語能力試験用配慮関連書類一覧
2. 「受験上の配慮申請書」（以下「申請書」）

日本語試験センター（以下「TC」）には、入力フォーム部分（1ページ目）のみ送付いただくことで構いません。

1. 「受験上の配慮申請案内（海外用）」

配慮希望者に申請書と一緒に渡してください。

1. 「受験上の配慮に関する確認事項（一覧表）」（以下「一覧表」）

実施機関にて申請者をとりまとめて作成し、当基金に提出する書類です。申請書類に不備がなく、必要書類が揃っていることを確認したうえで提出してください。

1. 「受験上の配慮 障害別対応リスト」

外部から照会があった際に実施機関が参照できるよう、基本的な配慮内容をリスト化した資料です。

1. 同意書および当基金のプライバシーポリシー(欧州経済領域(EEA)および英国からの受験上の配慮申請者用)

申請者の健康に関する情報等のセンシティブデータが実施機関及び国際交流基金のプライバシーポリシーに従って取り扱われることに同意する書面です。欧州一般データ保護規則（GDPR）に基づき必要な書類です。

※これらの書式は「日本語能力試験　海外実施関係者向けウェブサイト」にも掲載します。

（URL: <https://www.jlpt-materials.jp/index.html>　ID：jlptadmin、パスワード：jf84materials）

1. 配慮申請手続きについて
2. 配慮希望者に渡す書類
3. 「受験上の配慮申請書」（上記１.（１））
4. 「受験上の配慮申請案内（海外用）」(上記1.(2))
5. (EEAおよび英国からの申請者のみ)　同意書および当基金のプライバシーポリシー（上記1.(5)）
6. (EEAおよび英国からの申請者のみ) 実施機関のプライバシーポリシー
7. 申請者から実施機関に提出してもらう書類
8. 「受験上の配慮申請書」

※名前と生年月日が受験願書の表記と完全に一致しているかを確認し、一致していない場合は、申請者に修正させてください。

1. 「受験上の配慮申請書」2ページ3.(2)に記載がある書類（医師の診断書等）

※必要書類は申請内容により異なります。　過去3年以内に日本国外で実施された日本語能力試験（2022年12月試験とそれ以降の試験）で同じ内容の配慮を受けている場合は、新たに提出する必要はありません。

1. JLPT受験願書
2. (EEAおよび英国からの申請者のみ)　同意書

※提出期限は、9月24日(水)までにJFTにEメールで送付できるように、実施機関が設定してください。

1. 実施機関からTCに提出する書類（JFT経由）
2. 「受験上の配慮申請書」

※入力フォーム部分（1ページ目）のみ送付いただくことで構いません。

1. 「受験上の配慮申請書」2ページ3.(2)に記載がある書類（医師の診断書等）
2. JLPT受験願書（A）のコピーまたはオンライン受験願書データ（申請者分のみ）
3. (EEAからの申請者のみ)同意書
4. 「受験上の配慮に関する確認事項（一覧表）」(上記1．(3))

上記書類を9月24日(水) (必着)までに、EメールでJFTに送付してください。出願締切等の都合により、右期限までの送付が困難な場合には、8月末までにJFTにお知らせください。申請書類原本は実施機関で保管し、試験終了後に廃棄してください。

1. 審査結果通知について

TCは、専門家から構成される受験上の配慮に関する委員会（以下「配慮委員会」）と協議のうえ配慮の内容を決定し、その結果を10月下旬頃に在外公館/基金海外事務所を通して実施機関に通知します。同通知受領後、申請者に決定内容を通知してください。

1. 配慮レポートについて

審査結果通知書の下部に配置されている配慮レポートについて、試験終了後に配慮対象者の出欠および試験当日の対応を記入してください。記入後速やかにEメールでTCに提出してください

1. 備考
2. 「申請書」や「障害別対応リスト」の記載は基本的な内容であり、申請者の障害の種類や程度により、実現可能な範囲で個別対応していく方針です。記載されている内容と異なる配慮の希望がある場合は、できる限り早くTCにお知らせください。
3. 発達障害に関し、別室での試験時間延長は1.3倍又は1.5倍のいずれかを選択する形としています。医師の診断書にて重度の症状との記載や、1.5倍延長の必要性の記載がある場合には1.5倍を視野に審査を行います。診断書に特にそのような記載がない場合には基本的に1.3倍延長の対応となりますので、選択時にご注意ください。
4. 視覚障害のある方向けに、JLPT公式ウェブサイト（https://www.jlpt.jp/tenji.html）にて「新しい『日本語能力試験』ガイドブック（2009年発行）」「日本語能力試験公式問題集（2012年発行）」及び「新しい『日本語能力試験』問題例集（2009年発行）」の点字データを掲載しております。受験者の方々へご案内いただけましたら幸いです。
5. 主な変更点
	1. 2025年7月試験からの変更点
		1. 2025年7月試験から「配慮レポート」を受験上の配慮の決定通知書から「受験上の配慮に関する確認事項（一覧表）」（別添3）に移動しましたが、TC内部で再検討した結果、決定通知書の記載へと戻します。
		2. 上記に伴い、「受験上の配慮に関する確認事項（一覧表）」（別添3）に記載のあった「基金による承認内容」および配慮レポートの列を削除しました。
	2. 2024年12月試験からの変更点
		1. 申請時に「受験上の配慮に関する確認事項（一覧表）」（別添3）に記載いただく項目として、新たに以下の3つを設けました。
6. 過去3年以内（22年7月以降）に承認された受験上の配慮

　申請者に該当がある場合は、承認された配慮の内容を記載願います。

1. 別室申請の有無

　各申請者について、「あり／なし」の記載を願います。

1. 実施機関における別室用意の可否

　上記（イ）への関連として、別室受験申請者それぞれに対し、別室提供の可否を記載願います。「可」、「不可」、「要調整」（申請者全員分を準備することが難しい場合等）でご返答ください。

1. 日本語試験センター　受験上の配慮担当連絡先/申請書類送付先

E-mail. jlpt\_jftoronto@jpf.go.jp

配慮レポート提出先（TC） E-mail. jlptsa@jpf.go.jp　 Tel. +81(3)5367-1021

以上